

基礎研 レター



医療制度・ヘルスケア早分かり

Click here

健康保険での出産育児一時金、 埋葬料ってなに？

保険研究部 研究員 岩崎 敬子
(03)3512-1882 kiwasaki@nli-research.co.jp

健康保険は病気やけがのときの負担を減らしてくれるもの、と認識している方が多いのではないのでしょうか。しかしながら、健康保険では、病気やけがのとき以外にも支給があります。それが、出産育児一時金と埋葬料です。本稿では、出産育児一時金と埋葬料の制度の、目的と詳細（支給対象者や支給条件、支給金額、受取・申請方法など）、歴史を説明します。また、出産や死亡の際に受け取れるその他のお金も紹介します。加入している制度を理解して、しっかり活用しましょう。

1——出産育児一時金とは

1 | 制度の目的

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、加入者本人（被保険者）やその家族（被扶養者）が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するために、一定の金額が支給される制度です。正常な出産は、病気やけがとは異なり、健康保険の通常の療養費の給付の対象外になるため²、それに代わる別の給付として位置づけられています。

2 | 制度の詳細

(1) 支給対象者

健康保険の被保険者またはその家族（被扶養者）³。健康保険の被保険者の資格を喪失した場合でも、資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6か月以内に被保険者本人が出産した場合は、出産育児一時金が支給されます。

¹ 「医療制度・ヘルスケア早分かり」では、健康保険法が定める企業の従業員等を対象にした保険（被用者保険）を、「健康保険」と呼ぶこととしています。

² 帝王切開術などで出産した際の処置費用等は健康保険の療養費や、高額医療保険制度の対象になります。

³ 健康保険の種類の詳細は以下の記事参照

<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=57987>

(2) 支給条件

被保険者または家族（被扶養者）の妊娠4か月以降での出産。健康保険での出産には、妊娠4か月以降の生産、死産（流産）、人工妊娠中絶（経済的理由によるものも含む）が含まれます。

(3) 支給金額

- ・産科医療補償制度に加入の医療機関等で在胎週数22週以降に出産した場合：42万円
- ・妊娠4か月以降、在胎週数22週未満で出産した場合、もしくは、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合：40.4万円⁴
- ・多胎児の出産の場合は人数分支給されます。

(4) 受取・申請方法

出産育児一時金の受取方法は、直接支払制度、受取代理制度、産後申請方式の3種類があり、分娩する医療施設等によって選択できる方法が異なります。直接支払制度は比較的大きな病院で利用でき、受取代理制度は小さな病院で利用できます。どちらも、出産育児一時金が保険者から直接医療機関に支払われることで、妊婦が退院時に差額のみを支払い、退院までにまとまったお金を用意しておく必要がなくなる制度です。産後申請方式は産後に申請を行うので、退院時に一度自分で全額支払う必要があります。それぞれの制度の概要とメリット、デメリットは表1の通りです。

表1. 出産育児一時金の受取方法

	直接支払制度	受取代理制度	産後申請方式
受取方法	産院や病院が出産育児一時金の請求と受取手続きを行う。保険者から産院や病院に42万円(もしくは40.4万円)が直接支払われるため、退院時にはその金額を超えた分だけを窓口で支払う。		退院時には全額自分で費用を支払い、後日、被保険者の口座に42万円(もしくは40.4万円)が振り込まれる。
メリット	出産のためのまとまった資金の用意が不要。申請方法が簡単。	出産のためのまとまった資金の用意が不要。出産費用が42万円(もしくは40.4万円)未満の場合の差額の受取申請が不要。	退院時の会計でクレジットカードが使える場合には、ポイントを貯められる。
デメリット	病院で支払いが42万円(もしくは40.4万円)未満の場合、差額の受取には別途手続きが必要。	直接支払い制度よりは、書類準備に時間がかかる。	退院時にまとまったお金が必要。書類を準備する手間がかかる。
注意点	小規模な医療施設で、制度を導入していない場合有。	受取代理制度は一部の小規模病院のみで可能。	クレジットカードが使えない病院もある。

⁴ 産科医療補償制度は医療機関等が加入する制度です。加入機関で制度対象となる出産をされた際に、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、赤ちゃんとご家族の経済的負担を補償するものです。なお、産科医療補償制度に加入する分娩機関等において出産した場合は、医療機関が掛金を支払うことに伴う妊婦の出産費用の上昇をカバーするために、出産育児一時金に1.6万円が加算されるため、42万円が支払われます。2018年6月現在、日本の分娩機関における産科医療保障制度の加入率は99.9%です。

<http://www.sanka-hp.icqhc.or.jp/search/kanyujokyo.php> 2018.06.18 アクセス

3 | 支給金額の変遷

出産育児一時金は、1927年に施行された健康保険法に基づいて支給されています。これまで健康保険法や関連の政令は何度か改正が行われ、その支給金額は変化してきました⁵。出産育児一時金の支給金額は、1927年の健康保険法施行時点では、分娩費として20円、と定められていました。その後、1948年に、標準報酬月額⁶の半額に設定され、1994年には出産育児一時金として定額の30万円に変更されました。さらに、2006年の改正で35万円になり、2009年には42万円になりました。このように、出産育児一時金は次第に上昇してきたことが分かります。

4 | 国民健康保険の場合

出産育児一時金は、健康保険の被保険者とその被扶養者だけでなく、国民健康保険の被保険者にも、健康保険と同様の条件で支給されます。

5 | 実際にかかる出産費用

出産育児一時金は出産費用に関わらず一児につき42万円(もしくは40.4万円)、と決まっていますが、実際にかかる出産費用はいくらぐらいでしょうか。医療機関や妊婦が希望するサービスによって異なりますが、厚生労働省の2012年の調査によると、正常分娩の場合の出産費用は全国平均で約49万円です。地域によって差が見られ、都道府県ごとの平均を見ると、東京都が最も高く約50万円、最も安い鳥取県では約34万円です。これらには、室料差額やお祝い膳などの、直接分娩に関わらない費用も含まれています。出産育児一時金としてもらえる金額は決まっていますが、こういった直接分娩に関わらない費用によって、出産費用は数万円単位で変化します。出産する医療機関のサービス内容や費用を、しっかり確認しておくことが大切です。

6 | 出産・育児に関してのさまざまな支給

健康保険の出産育児一時金のほかにも、表2のような妊娠・出産・育児に関する補助制度があります。赤ちゃんが生まれてからは想像以上に慌しくなりますので、出産前から余裕を持って、自分が該当する手続きを確認しておくといよいでしょう。

⁵ 出生育児一時金と埋葬料の制度の沿革の詳細は、以下の記事参照

<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=57290&pno=1?site=nli>

⁶ 標準報酬月額は、健康保険の被保険者が受け取る給料や通勤手当などの支給の月額を区切りのよい幅で区分したもので、保険料の計算等に利用されます。

表 2. 出産・育児に関するさまざまな補助制度

妊婦検診補助
対象者：各自治体に住民登録がある妊婦 金額：各自治体によって異なる
出産手当金
対象者：健康保険の被保険者 金額：標準報酬月額（継続した過去 12 ヶ月平均）÷ 30 日 × 2/3 ×（産前休業日数 + 産後休業日数）
育児休業給付金
対象者：雇用保険の被保険者（育休中の賃金や勤務期間などの条件有） 金額：育児休業開始から 180 日目まで：月給の 67% 181 日目から最終日まで：月給の 50%
社会保険料免除
対象者：産前産後休業・育児休業中の社会保険の被保険者 免除期間：産前産後休業、育児休業開始日から終了予定日の翌日の月の前月
児童手当
対象者：日本国内に住む 0 歳から中学卒業までの子どもの養育者 金額（子ども一人当たり月額）： 子どもが 0 ～3 歳未満 15,000 円 子どもが 3 歳 ～小学生 10,000 円（第 3 子は 15,000 円） 子どもが中学生 10,000 円 （養育者の所得が一定以上の場合、子どもの年齢に関わらず 5,000 円）

注）支給には細かい条件があります。詳細は健康保険組合や自治体等で確認してください。

2—埋葬料とは

1 | 制度の目的

埋葬料とは、健康保険法に基づく保険給付として、加入者本人（被保険者）やその家族（被扶養者）が亡くなったとき、埋葬料を助成する制度です。

2 | 制度の詳細

(1) 支給対象者

亡くなった被保険者に生計を維持されていた方で、埋葬を行う人に「埋葬料」が支給されます。「生計を維持されていた方」とは、被保険者によって生計の全部又は一部を維持されていた方で、民法上の親族や遺族であるかは問われません。また、被保険者と同一世帯であるかも問われません。埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方を対象に、「埋葬費」が支給されます。また、被扶養者が亡くなったときは、被保険者に「家族埋葬料」が支給されます。

(2) 支給条件

- ・ 埋葬料：被保険者が業務外の事由により亡くなった場合（埋葬の事実は不要）
- ・ 家族埋葬料：被扶養者が亡くなった場合（埋葬の事実不要）
- ・ 埋葬費：被保険者が業務外の事由により亡くなった場合で、埋葬料の支給を受けられない方がいない場合（埋葬の事実が必要）

(3) 支給金額

- ・ 埋葬料・家族埋葬料：5万円
- ・ 埋葬費：5万円以内で実際に埋葬に要した費用

(4) 受取・申請方法

死亡から2年以内に、被保険者の勤務先を管轄する社会保険事務所または勤務先の健康保険組合に申請すると、指定した口座に振り込まれます。

3 | 支給金額の変遷

埋葬料は、出産育児一時金と同様に、1927年に施行された健康保険法に基づいて支給されています。1927年の健康保険法の施行時点の支給金額は報酬日額20日分で、最低保障金額は出産育児一時金の当初の設定金額と同じで20円でした。その後1948年から2006年の医療制度改正まで、埋葬料は標準報酬月額に設定されてきました。標準報酬月額の半額の設定であった出産育児一時金よりも、比較的手厚い保障だったことが分かります。しかし、2006年の医療制度改正によって、定額の5万円に減額されたことで、現在では出産育児一時金と比べると小さい金額になりました。

4 | 国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合

国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者が死亡した場合は、埋葬料に代わって、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費が給付されます。この場合、受け取ることのできる金額は保険者である自治体によって異なります（1万円～7万円程度）。

5 | 実際にかかる葬儀費用とその負担者

(1) 葬儀費用の平均

埋葬料や葬祭費として受け取れる金額は5万円ほどですが、実際の葬儀費用はいくらぐらいかかるのでしょうか。日本消費者協会の「第11回『葬儀についてのアンケート調査』報告書」（2017）では、葬儀の平均費用は、約196万円とされています。実際には、数十万円程度から数百万円まで、葬儀方法や会社によって葬儀費用は大きく異なりますが、こういった葬儀を行うにしても、健康保険からの支給でカバーできる範囲は限られている、と言えるでしょう。

(2) 葬儀費用の負担者

では、そもそも、葬儀費用は一体誰が負担するべきものなのでしょうか。これは法律で定められていません。過去の判例によると、「亡くなった方が予め自らの葬儀に関する契約を締結しておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合」には、喪主が支払う必要があるようです。しかし、約196万円という平均額からも分かるように、葬儀費用は支払者の大きな負担になるため、誰がどう負担するのかが親族内での紛争の原因にな

ることもあるようです。出産にかかる費用は出産育児一時金でほとんどカバーされるのに対して、死亡したときの葬儀費用は健康保険ではほとんどカバーされません。残された人々の負担を減らさせるよう自分で準備して自分の意向を予め知らせておくのも一案でしょう。

6 | 死亡に伴うさまざまな支給

家族が死亡した場合の遺族への給付には、健康保険の埋葬料や葬祭費のほかに、以下のような制度があります。ご自身や家族の死は想像したくも無いことですが、万が一の備えとして頭の片隅に入れておいて損は無いでしょう。

表 3. 死亡に伴うさまざまな支給

遺族基礎年金
対象者：国民年金の被保険者が死亡した時、死亡した者によって生計を維持されていた、18歳未満の子のある配偶者又は子 金額：年間 779,300 円 + 子の加算(2人目までは1人 224,300 円)
寡婦年金
対象者：国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻 (遺族基礎年金を受け取れない場合) 金額：老齢基礎年金額の3/4を60歳から65歳になるまでの間支給
死亡一時金
対象者：国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時に、その方によって生計を同じくしていた遺族 (遺族基礎年金や、寡婦年金を受け取れない場合) 金額：国民年金保険料の納付期間によって異なる(12万円～32万円)
遺族厚生年金
対象者：厚生年金の被保険者が死亡した時、死亡した者によって生計を維持されていた、妻子、孫(子、孫は18歳未満)、55歳以上の夫、父母、祖父母(遺族基礎年金との重複受取可) 金額：被保険者が本来受け取る予定だった厚生年金の3/4を無期限に支給 (30歳未満で子どものいない妻は5年上限)
児童扶養手当
対象者：18歳以下の子どもを育てる母子家庭、父子家庭 金額：月額最大 42,330 円(親の所得による)

注) 支給条件には細かい条件があります。詳細は日本年金機構等の管轄機関で確認してください。